

## 業 務 説 明 資 料

本説明資料は業務委託先を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。本説明資料は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項はすべて実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行にあたらなければならない。

### 1 件名

- (1) タイプロモーション活動事業の実施委託業務
- (2) タイ観光客誘致アドバイザー事業

2 履行期限 契約の日から平成 31 年 3 月 15 日まで

3 履行場所 本契約で定める業務を遂行するに相応しいと認められる場所

### 4 業務目的

- (1) 仙北市版のタイ向けの観光媒体の作成や情報拡散を通して、現在情報供が求められているタイ観光市場に対して積極的な PR 活動を実施する。
- (2) 増え続けるタイからの観光客への対応についてアドバイザーに現地を調査して頂きこの地域に特化した対応について助言を求める。また、タイの観光市場の現状やタイ人が日本の農山村地域に求めるものなど理解を深めることも目的としている。

5 業務概要 本業務の内容としては、下記を想定している。

- (1) タイプロモーション活動事業の実施委託業務
  - ア 仙北市農山村版の高所得者層をターゲットとした PR 動画作成
  - イ タイでのテレビ情報番組の情報発信及び雑誌媒体への情報掲載
  - ウ (1) アの YouTube 等での SNS での情報拡散
  - エ 農泊の魅力、農泊の方法等を記載した仙北市版のタイ語 PR 記事の作成
- (2) タイ観光客誘致アドバイザー事業
  - ア 地域資源の活用への助言
  - イ 現地調査の実施
  - ウ 受け入れ体制整備への助言
  - エ 今後の誘致活動の計画策定
  - オ 旅行形態別の分析と方向性の助言

6 成果品 各業務ごとに下記に掲げる成果品を、委託期間終了後直ちに協議会へ納入する。

- (1) 報告書（製本版3部・電子データ版CD1枚）
- (2) 報告書の根拠となる挙証資料等
- (3) PR媒体等の成果物 ※プロモーション事業のみ

#### 7 その他

- (1) 委託期間中は、定期的に担当者打ち合わせを実施すること。また、必要に応じて、電話、電子メール等でやり取りを行うこと。中間報告を求められたときは早期に提出すること。
- (2) 受託者は、本市と連絡を密に取りながら、誠実に業務を履行すること。
- (3) 受託者は、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならないこと。なお、契約期間満了後においても同様とすること。
- (4) 業務の一部または全部を第三者へ請け負わせることは出来ない。
- (5) 成果品に係る知的所有権は、契約書をもって別に定める。